

佐賀県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十二月十八日

佐賀県知事 古川康

◎佐賀県条例第五十一号

康

佐賀県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

佐賀県産業廃棄物税条例（平成十六年佐賀県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「この条例の施行後五年」を「平成二十六年度」に改める。

附  
則

この条例は、公布の日から施行する。

佐賀県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

	改 正 後	附 則	改 正 前
1 ～ 4 略	(検討)	5 知事は、平成二十六年度を目途として、この条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。	(検討) 5 知事は、この条例の施行後五年を目途として、この条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。